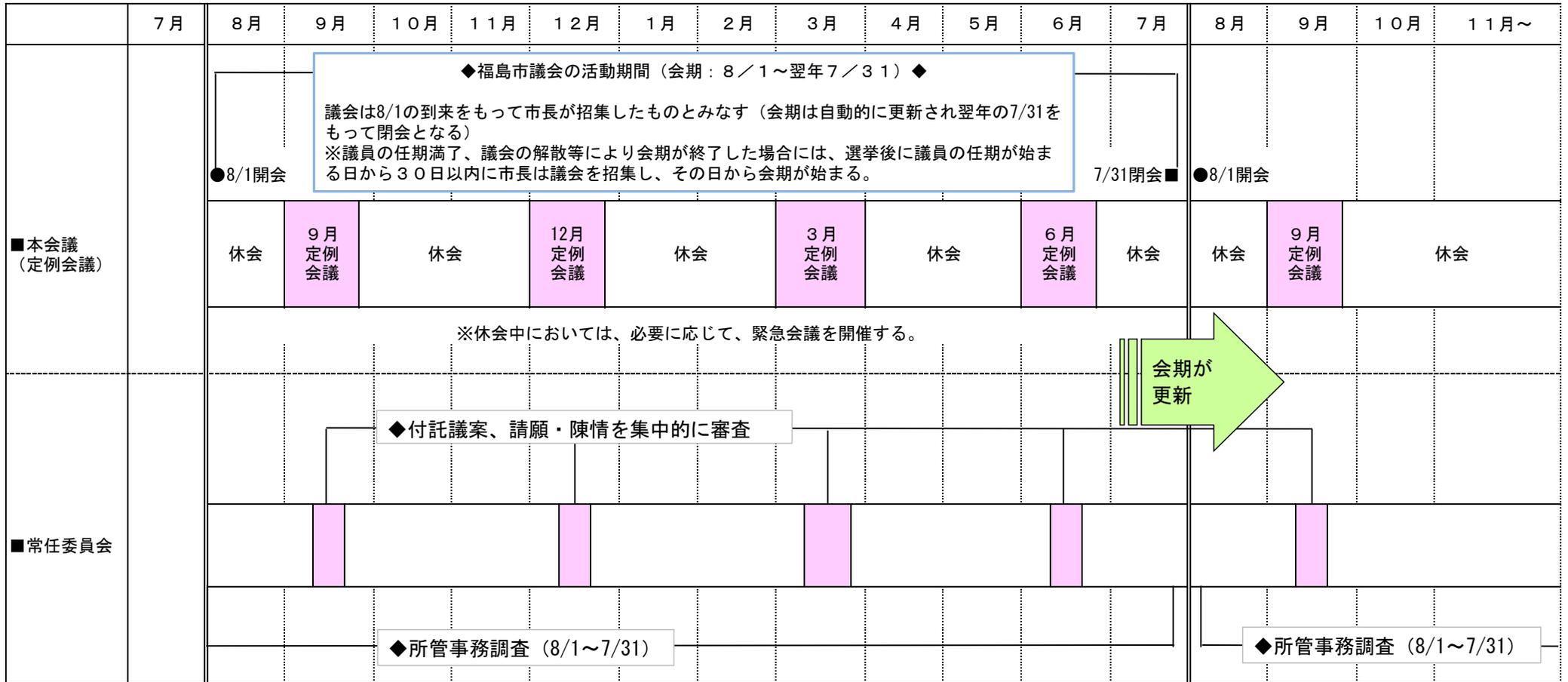


通年の会期のイメージ図



- ①通年の会期（※注）とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とするものです。
- ②福島市議会の会期は、8月1日から7月31日までとなります。
- ③これまでの福島市議会では、年4回の定例会の期間を中心として、本会議や委員会を開いて集中的に審査を行なうとともに、必要に応じて、閉会中においても委員会が継続して審査を行なう手続をとって議会活動を行ってきました。今後は、1年を通して議会活動ができるようになることから、災害時や緊急の行政課題等が発生した場合などにおいて、速やかな対応が可能となるとともに、委員会がそれぞれの所管分野で自主的に市政の課題について調査を行う所管事務調査について、時機を逸することなく必要な調査を行うことが可能となります。
- ④平成26年8月12日に議会の招集がなされ、本市議会が、「通年を会期とする議会」として開会することにより、通年の会期が始まり、議会が活動能力を有する状態となりました。
- ⑤福島市議会は、本市議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則など、議会に関する基本的事項を定めた福島市議会基本条例を本年4月から施行しており、この条例の第9条に議会の会期を通年とすることを定めたことに伴い、議会の会期を通年とするために必要な事項を定めた「福島市議会の会期等に関する条例」を平成26年6月定例会で制定し、8月1日から施行されています。

※注）通年で会議を開いている議会は全国にいくつかありますが、現在2通りの方式があります。

（1）地方自治法第102条の2による通年の会期：福島市議会が導入する方式

地方自治法に規定されており、定例会・臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とする制度。

（2）定例会の会期をほぼ1年とすることによる通年の議会

定例会を年1回招集するものとし、その会期を1年または1年に近い期間を議会の議決により決定して運用する方式。